令和4年度 国産材転換支援緊急対策事業 のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業 (うち運搬に係る支援)

目 次

```
事業の概要
2
     手続きの流れ、受付期間
3 - 1
     助成対象
     原木のトラック運搬
3 - 2
3 - 3
     製品のトラック運搬
     原木・製品の内航船運搬
3 - 4
     手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画 提出書類
4 - 1
     (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式第2号(1~4)
4 - 2
     (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式第2号の5 実施計画 (1)原木のトラック運搬
4 - 3
     (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式第2号の5 実施計画 (2)製品のトラック運搬
4 - 4
     (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式第2号の5 実施計画 (3)原木・製品の内航船運搬
4 - 5
     手続きその②登録受付書、登録通知書、実施計画の変更
5
     手続きその③ 実績報告書兼交付申請 提出書類
6 - 1
     (手続きその③ 実績報告書兼交付申請) 様式第13号
6 - 2
     (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)様式第13号別添 (1)原木のトラック運搬
6 - 3
6 - 4
     (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)様式第13号別添 (2)製品のトラック運搬
6 - 5
     (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)様式第13号別添 (3)原木・製品の内航船運搬
     手続きその④交付決定通知書、交付請求書
7
```

Ver.1.2 P.1

1 事業の概要

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させるため、原木及び製品の運搬及び一時保管を支援し、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木または製品の長距離運搬に必要な経費を支援します。

事業イメージ

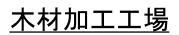






原木のトラック運搬 (100kmを超える距離)

原木の内航船による運搬









製品のトラック運搬 (300kmを超える距離)

製品の内航船による運搬

<u>製品の需要先</u> (工務店等)

2 手続きの流れ、受付期間、関係書類の提出先

●手続きの流れ

助成の<u>登録依</u> <u>頼書</u>・運搬実 施計画(第7)

登録受付書(第8)

》登録通知 書(第9) (運搬実施 計画の変 更)(第10) <u>実績報告</u> 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16) 交付請求 書(第17) 支払い (第17)

※第〇は、公募要領の番号に対応

●受付期間

	取組期間	登録依頼書・運搬実施計画 の締切	実績報告書・交付申請の 締切
第一次募集	令和4年4月28日(木)	令和4年7月20日(水)〆切	令和4年9月30日(金)〆切
	~令和4年7月31日(日)	(必着) ※P.8 4-1を参照	(必着)

※令和4年8月1日以降の取組に関する第二次募集については、予算状況を勘案した上で、実施するかどうかを決定します。第二次募集の有無や、その詳細については、10月下旬頃に告知します。

●関係書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局

TEL:03-6550-8540(平日10:00~17:30) FAX:03-6550-8541

3-1 助成対象

助成対象となるメニューは以下の4つ。各メニューの詳細は次ページ以降。

項目	取組内容
原木のトラック運搬経費の助成	原木をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・ 積込み・積卸し
原木の内航船運搬経費の助成	原木を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・ 積卸し
製品のトラック運搬経費の助成	製品をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・ 積込み・積卸し
製品の内航船運搬経費の助成費の助成	製品を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・ 積卸し

3-2 原木のトラック運搬

- ●取組対象期間: 令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容
- ●取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - 原木をトラック(トレーラー等も含む) で長距離 (100kmを超える距離) 運搬する取組であること ※ 運搬距離は、最も経済的な道程
 - •原則、林業経営体等と木材加工業者等が原木の売買を行うこと
 - ・第三者に運搬を委託等していること
 - ・スギの運搬においては、林業経営体等の素材生産量又は木材加工業者等の①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれかが増えていること

なお、・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外

- ・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。
- ●助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・椪積み費)
- ●助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³)×1,750円/m³」の低い方
- ●助成対象者 原木の運搬等の経費を負担した以下の者
 - **林業経営体等**(林業経営体が組織する団体を含む)
 - **木材加工業者等**(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
 - 林業経営体等から原木の販売の委託を受けた者(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等)

Ver.1.2 P.5

3-3 製品のトラック運搬

- ●取組対象期間:令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容
- ●取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - •製品をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(300kmを超える距離)運搬する取組 であること※運搬距離は、最も経済的な道程
 - ・第三者に運搬を委託等していること
 - なお、・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外
 - ・製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)
 - 指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。
- ●対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- ●助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・椪積み費)に要する経費
- ●助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³)×1,750円/m³」の低い方
- ●助成対象者 製品の運搬等の経費を負担した以下の者
 - •木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用 木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
 - •製品流通事業体等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

3-4 原木・製品の内航船運搬

- ●取組対象期間:令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容
- ●取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - ・原木又は製品を内航船で運搬する取組であること
 - 第三者に運搬を委託等していること
- ●対象製品(製品の場合)

ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの

●助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・椪積み費)に要する経費

なお・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外

・原木及び製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)

- ●助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m)×2,250円/m3」の低い方
- ●助成対象者 原木・製品の運搬等の経費を負担した以下の者
 - (原木の場合) 林業経営体等(林業経営体が組織する団体を含む)
 - •木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
 - (原木の場合)原木流通事業体等(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等)
 - (製品の場合)製品流通事業体等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

4-1 手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画 提出書類

登録受付 (第8)

登録通知書 (第9)

(運搬実施 計画の変 更) (第10) 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16)

交付請求 (第17)

(支払い)(第 17)

【手続きその①】

助成希望者は、登録依頼書・運搬実施計画の受付期間に、以下の提出書類を揃えた上で 全木連(一般社団法人全国木材組合連合会)に提出

【提出書類】:提出するのは、HPで案内しているWordやExcelのファイルだけではありません。

- 運搬登録依頼書 様式第1号
- 様式第2号 運搬実施計画
- 様式第3号 誓約書
- - 付属資料 ・事業者等の概要が分かる資料(会社概要、事業実績、事業計画等)(様式第2号の1関係)
 - 財務諸表(財政状況のわかる資料。貸借対照表、損益計算書等)(様式第2号の1関係)
 - •事業者等の経理管理体制の分かる資料(経理規程、組織図上で経理管理部門の図示等) (様式第2号の1関係)
 - ・当該事業が必要となった経緯の参考資料(あれば)(様式第2号の3関係) ※生産・加工・流通に係る増産への要望書の写しや通知メール等の経緯を裏付ける資料
 - •木材取引に係る資料(取引実態のわかる資料、注文書、協定書、契約書等)(様式第2号の5関係)
 - •運搬取引に係る資料(取引実態のわかる資料、運搬契約書等)(様式第2号の5関係)
 - ●(林業経営体等から原木の販売の委託を受けた者が原木のトラック運搬の登録依頼を提出する場合) 委託販売等に係る資料(協定書・契約書等)
 - その他必要な資料 銀行口座情報記入用紙(国産材転換支援緊急対策事業助成金支払いに係る金融機関情報)
 - **箱金通帳の見開きの写しなど** (預金者名(カタカナ)、口座番号等が明記されたページのコピー)

4-2 (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式2号(1~4)

(運搬実施

助成の登録依頼

登録受付書

登録通知書

書∙運搬実施計画 計画の変 書•交付申 (第9) (第17) (第8) (第16) **17**) 更)(第10) 請(第15) (第7) 様式第2号 原木・製品の運搬実施(変更)計画 事業の助成対象期間:令和4年4月28日から令和4年7月31日まで ・実績報告に対して算出した金額またはその一部を助成金額とするため、当該計画が交付規程第9の1により登録された場合でも、当該内容のすべてに相当する助成金額の支払いを保証するものではない。 1 事業実施者の概要 1から4は 事業者等の名称 設立年月日 代表者役職、氏名 資本金 職員数 雷話 全て記入し 住所 e-mail てください。 主な業務内容 注:事業者等の概要が分かる資料(会社概要、事業実績、事業計画など)のほか、財務諸表、事業者等の経理管理体制の分かる資料を添付すること。 4の欄には国か 2 事業担当者 事業担当者の氏名 所属 連絡先住所 らの助成の有無 雷話 e-mail にチェックを入れ 3 当該事業が必要となった経緯(具体的に記載すること) てください。なお、 「あり」に該当す 注:参考となる資料(生産・加工・流通に係る増産への要請書の写しや通知メール等経緯を裏付ける資料)があれば添付すること る場合は本事業 4 事業実施者が、当該計画内容に対して、当該助成事業以外に国からの助成を受けているかどうか。 の助成対象とは 受けていない 受けている 注:「受けている」の場合は、本事業の助成対象とはならない。 なりません。

交付決定

交付請求書

(支払い)(第

4-3 (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式2号の5 運搬実施計画 原木のトラック運搬

助成の登録依頼 書•運搬実施計画 (第7)

登録受付書 (第8)

登録通知書 (第9)

(運搬実施 計画の変 更)(第10)

実績報告 書•交付申 請(第15)

交付決定 (第16)

交付請求書 (第17)

(支払い)(第 **17**)

実施計画

- (1)-1 原木のトラック運搬
- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程 別添1の(1)の①(原木のトラック運搬経費の助成)の取組内容について記載すること。
- 林業経営体等及び木材加工事業者等が原木の売買を行う場合に限る。
- ・助成対象者は、①林業経営体等(林業経営体を組織する団体を含む。) ②木材加工事業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製 造業を営む者) ③原木流通事業体等(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等。)。
- ・原木を100kmを超えてトラック運搬する場合で、運搬を委託等した者が助成対象。
- ・添付資料として、木材取引に係る資料(注文書、協定書、契約書等)、運搬契約に係る資料(運搬契約書等)、委託販売等に係る資料(協定書・契約書等)を添付すること

— ij		事業番号	事業実施者			運搬委託等先			原木取引相手先			【原木の販売の委託を受けた事業実施 者のみ回答】 原木の販売の委託等を行う林業経営体 等※複数の場合は付属票に記載			(会 孝) 海 伽 베 則		」 運搬終了地	運搬距	樹種 【スギの	(44) 12	(五老) 幼	
		原木 Jo.		業種 ①林業経営体等 ②木材加工事業体等 ③原木流通事業体等	事業者名	代表者名	所在地	事業者名	代表者名	所在地	事業者名	代表者名	所在地	開始年月日	終了年月日	点(起点) の所在地	点 (終点) の所在地	建版品 離(km)	場合、 5(1)-2に 要記載】			
	原木の原	列)原 木1 原木1	·	ントラック運搬 ・運搬する場				_									○○県○○ 市○○ ○ ○工場	150km	スギ	①生産現 場	②加工工 場	
		原木 2		€託先・取引 ○列に記入	相手	先·起	!点•終点	- 距离	推▪樹۶	種が異な	る場合	は行を	分ける				<u>ギの運</u>	搬の均	【スギの 場合、 5(1)-2に 要記載】 (参考) 起 点の属性※ 点の属性※			

●添付資料の「木材取引に係る資料」、「運搬契約に係る資料」、「原木販売の委託等に係る 資料」に、該当する事業番号を明示

上記計画でスギを運搬する場合は、事業実施者の区分に応じて、以下について記載すること (1) - 2

(林業経営体等) 令和4年1~3月の月平均素材生産量

木材加工業者等 り場合、①~③のいずれの 数値であるかを右に記載

(木材加工業者等) 令和4年1~3月の月平均①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量の いずれか

(原木の販売を受けた事業実施者)原木の販売の委託等者(林業経営体等)の令和4年1~3

|月の月平均素材生産量 ※複数の場合は様式第二号別添詳細付属票に記入

|※スギの運搬経費の助成については、交付規程第15の1に基づく交付申請を提出する時点の、直近一か月の素材生産量または原木在庫量が上記数値を上回っていることが要件となる。

に記入

令和4年1~3月の平均実績

- •林業経営体等:素材生産量
- •木材加工業者等:原木入荷量、原木 消費量、原木在庫量のいずれか
- ・原木の販売を受けた事業実施者: 販 売の委託を受けた林業経営体等の素 材生産量

※実績報告書・交付申請を提出する時 点の、直近一ヶ月の実績がここの数量 を上回っていることが必要

4-4 (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式2号の5 運搬実施計画 (2)製品のトラック運搬

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7)

登録受付書 (第8)

登録通知書(第9)

(運搬実施 計画の変 更)(第10) 実績報告 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16) 交付請求書 (第17) ,(支払い)(第 17)

(2) 製品のトラック運搬

- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程別添1の(1)の③(製品のトラック運搬経費の助成)の取組内容について記載すること。
- ・助成対象者は、①林業経営体等(林業経営体を組織する団体を含む。) ②木材加工事業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業を営む者) ③製品流通事業体等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)。
- ・交付規程別添2に規定する製品を300kmを超えてトラック運搬する場合で、運搬を委託等した者が助成対象。
- ・助成対象となる製品は、ロシア産材以外の、横架材・下地材・面材(CLT含む)、原材料(単板、ラミナ、原板)のいずれかに該当するもの。
- ・添付資料として、木材取引に係る資料(注文書、協定書、契約書等)、運搬契約に係る資料(運搬契約書等)を添付すること

131.0.2.					1207 C II 1	, , , , , , , ,			- / 1 1 1 1 -		G 1014 /									
事業番号	昏	事業実施者		運搬委託等先			運搬する製品の木材加工事業 者等			(参考) 連撒期間		- 運搬開始地	運搬終 了地点			製品に使用	製品の原 料の産地	(参考)		I.
製品 No.	事			事業者名	代表者名	所在地		代表者名	所在地	開始年月日	終了年月日	点(起点) の所在地	(終 点)の 所在地	運搬距 離(km)	製品の種類	されている 樹種(全て 記入)	国(欧州 各国の場 合は「欧 州」)	起点の属性※	(参考)終 点の属性※	
例) 第 品 1	N O		①木材加工事業 体等	○○運 送	00	〇〇県〇〇市 〇〇	○○製 材	00	○○県○○ 市○○	R4. 6. 10	R4. 6. 25	○○県○○市 ○○ ○○工 場		00	面材	スギ	日本	③加工工場	①一時保管場所	
製品	1																			
製品:	2	●製品のトラック運搬の場合は「5(2)」に記入 ●運搬季託先・製品の加工業者・起点・終点・距離・製品の種類が異な																		
製品	3																	1		

- ●運搬委託先·製品の加工業者·起点·終点·距離·製品の種類が異なる場合は行を分ける
- ●全ての列に記入
- ●添付資料の「運搬契約に係る資料」に、該当する事業番号を明示
- ※行が不足する場合は適宜追加すること。
- ※運搬委託先、運搬する製品の木材加工事業者等、原木販売の委託等を受ける林業経営体等、起点、終点、運搬距離、製品の種類が異なる場合は行を変えること。
- ※運搬開始地点(起点) は、木材加工工場や工場の保管倉庫等、トラック運搬を開始する地点とする。 ※運搬終了地点(終点) は、取引先が所有する保管場所等トラック運搬を終了する地点とする。
- ※距離は、最も経済的な道程の距離を記載すること。
- ※「(参考)起点の属性」には、次から選択して記載すること。【①二次加工工場 ②一時保管場所 ③加工工場 ④港(一時保管場所)】
- ※「(参考)終点の属性」には、次から選択して記載すること。【①一時保管場所 ②製品の需要先 ③港(一時保管場所) ④加工工場 ⑤二次加工工場】

Ver.1.2

製品4

製品5

製品6

4-5 (手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画) 様式2号の5 運搬実施計画 (3)原木・製品の内航船運搬

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7)

登録受付書(第8)

登録通知書 (第9) (運搬実施 計画の変 更)(第10) 実績報告 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16) 交付請求書 (第17) (支払い)(第 17)

- (3) 内航船による原木及び製品運搬
- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程別添1の(1)の②及び④(原木・製品の内航船運搬経費の助成)の取組内容について記載すること。
- ・原木または交付規程別添2に規定する製品を内航船で運搬する場合で、運搬を委託等した者が助成対象。
- ・助成対象者は、①林業経営体等(林業経営体を組織する団体を含む。) ②木材加工事業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製 造業を営む者) ③原木流通事業体等(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等。) ④製品流通事業体等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)
- ・原木または、交付規程別添2に規定する製品を内航船で運搬する者で委託契約する者。
- ・助成対象となる製品は、ロシア産材以外の、横架材・下地材・面材(CLT含む)、原材料(単板、ラミナ、原板)のいずれかに該当するもの。
- ・添付資料として、木材取引に係る資料(注文書、協定書、契約書等)、運搬契約に係る資料(内航船運搬契約書等)を添付すること。

項目	事業番号	事業実施者		内航船依賴先			(製品を運搬する場合に記 入)運搬する製品の木材加工 事業者等			(参考)追	重搬期間				(製品を運搬する場合に記入)			ı	
		事業者名	業種 ①林業経営体等 ②木材加工事業体等 ③原木流通事業体等 ④製品流通事業体等	事業者名	代表者 名	所在地	事業者名	代表者 名	所在地	開始年月日	終了年月日	港(起点) の所在地	所在地 所在地	運搬距 離(km)	製品の種類	製品に使用されている樹種(全て記入)	製品の原 料の(欧州 国の(欧州 国の(欧州 国の(欧州 国の(ア))		
船	例) 船	00	④製品流通事業 体等	○○運 送	00	○○県○○市	○○製 材	00	市〇〇	R4. 6. 10	R4. 6. 10	〇〇県〇〇 市〇〇 〇 〇港	〇〇県 〇〇市 〇〇 洪	00	下地材	スギ	日本		
船	船1			L									,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				1		
船	船2				原:	木∙製品	_መ ኦ	1 4 1 4 1	公運搬(り場合に	‡ [5(3) 11:1	記入						
船	船3				_	航船依頼		-				_		製品	の種類	が異			
船	船4					る場合は				- /	<i>/</i> _ <i>/</i> _ <i>/</i> _	72711	<i>μ</i> μ Γ1μ	2CHH	IT ///	,.			
船	船5				D全 [·]	ての列に	こ記り	λ											
船	船6				〕添	付資料の	の「追	■搬き	契約に依	系る資料	斗」に、	該当す	る事	業番吳	号を明え	元			
船	船7																		

Ver.1.2 P.12

5 手続きその② 登録受付書、登録通知書、運搬実施計画の変更

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7)

登録受付書(第8)

登録通知書(第9)

(運搬実施 計画の変 更)(第10) 実績報告 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16) 交付請求書 (第17) (支払い)(第 17)

【手続きその②】

(手続きその①の登録依頼書と運搬実施計画の提出)

全木連より登録受付書を送付

運搬実施計画が適切と認める場合、

全木連より登録通知書を送付

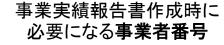
※この登録は、事務を円滑に進めるための事前確認などを行うもので、

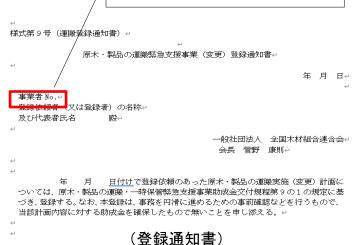
運搬実施計画の内容に対する助成金の確保をお約束 するものではありません

【運搬実施計画の変更】

次の場合は、運搬実施計画の変更の手続きが必要です。(提出先:全木連)

- 新たな運搬を計画する場合
- 運搬の計画内容の主な内容に変更が生じる場合
- その他事業実施者等に関する重要な変更が生じる場合





【主な内容】

原木のトラック運搬の場合:運搬委託等先、原木取引相手 先、起点、終点、距離、樹種

製品のトラック運搬の場合:運搬委託等先、木材加工事業者、起点、終点、距離、製品の種類、製品に使用される樹 種

内航船運搬の場合:内航船依頼先、(製品の場合は)木材加工事業者、起点、終点、距離、(製品の場合は)製品の種類、(製品の場合は)樹種

6-1 手続きその③ 実績報告書兼交付申請(1)

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7) 登録受付書 (第8) 登録通知書 (第9) とはいり(第 計画の変 更)(第10) とはいり(第 17) は、第15) で付決定 (第17) では、第17) では、第17)

【手続きその③】

運搬実施計画のうち、完了した運搬分について、**実績報告書・交付申請の受付期間に、以下** の提出書類を全木連に提出

【提出書類】

- 様式第13号 実績報告書兼交付申請
- 様式第13号の別添
- 付属資料 ・木材取引の実績がわかる資料(請求書、伝票等)
 - **運搬の実績がわかる資料**(伝票、請求書、支払を証明する書類等)
 - ・(原木の販売の委託を受けた者が原木のトラック運搬の登録依頼を提出する場合) **委託販売等の実績がわかる資料**(請求書、伝票等)
 - (製品のトラック運搬・内航船運搬の場合で輸入製品を運搬した場合)原産国を証明できる資料 (インボイス等)

※付属資料はいずれも写しを提出し、原本は申請者が保管する。

6-2 (手続きその③ 実績報告書兼交付申請) 様式第13号

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7)

登録受付書 (第8)

登録通知書(第9)

(運搬実施 計画の変 更)(第10) 実績報告 書·交付申 請(第15)

交付決定 (第16) 交付請求書 (第17) (支払い)(第 17)

様式第13号(運搬実績報告書兼交付申請)

原木・製品の運搬緊急支援事業実績報告書兼交付申請

年 月 日 一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿 事業者 No. 運搬登録者の住所・名称 代表者氏名 年 月 日付けをもって登録を受けた原木・製品の運搬実施計画について、下記のと おり実施したので、原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程第15の1の規定に基 づき報告し、助成金の交付を申請します。 記 事業実績の詳細は、別添のとおり。 運搬実績報告 ※原木・製品の運搬緊急支援事業を実施した者が記入 (1) 原木のトラック運搬経費交付申請額 交付申請額① 千円 (2) 製品のトラック運搬経費の交付申請額 交付申請額② 千円 (3) 原木・製品の内航船運搬経費の交付申請額 交付申請額③ 千円 (4) 交付申請額の合計

千円

原木トラック運搬の場合 様式第13号の別添の(1)-1の助成金額欄 の金額を転記

製品トラック運搬の場合 様式第13号の別添の(2)の助成金額欄の金 額を転記

内航船運搬の場合 様式第13号の別添の(3)の助成金額欄の金 額を転記

交付申請額 ①~③の合計

Ver.1.2 P.15

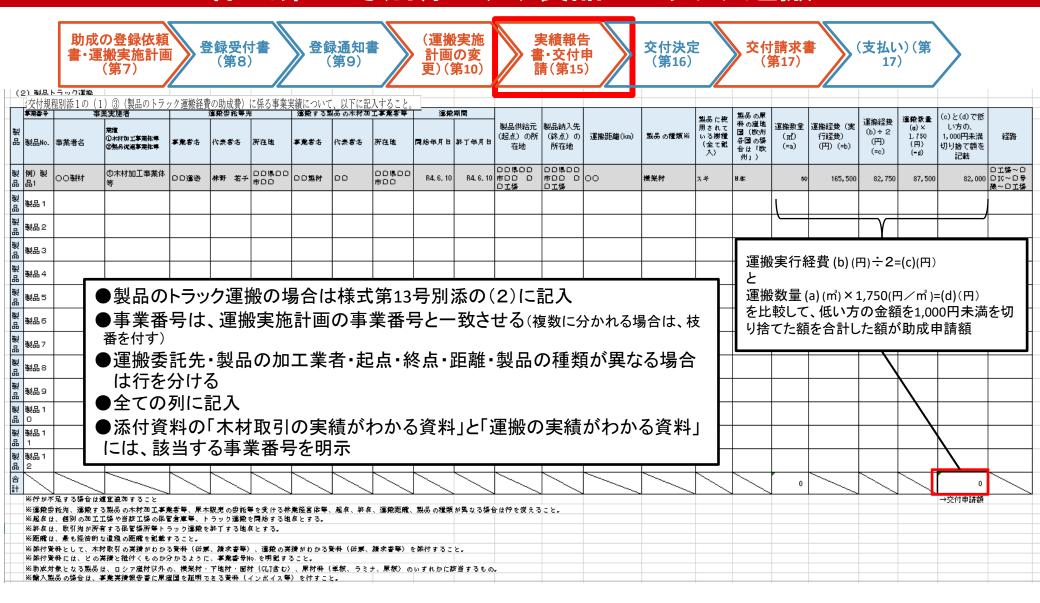
6-3 (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)

様式第13号別添 (1)原木のトラック運搬

助成の登録依頼 (運搬実施 登録受付書 登録通知書 交付決定 交付請求書 (支払い)(第 書•運搬実施計画 計画の変 書•交付申 (第9) (第16) (第17) (第8) **17**) 更)(第10) 請(第15) 様式第13号 原木・製品の運搬実績報告書兼交付申請 別添 (1)-1 原木トラック運搬実績 交付規程別添1の① (原木のトラック運搬経費の助成費) に係る事業実績について、以下に記入するこ 【原木の販売の委託を受けた事業実施 者のみ回答】 事業番号 運搬委託等先 原木取引相手先 原木の販売の委託等を行う林業経営体 樹種【2 等※複数の場合は付属票に記載 運搬開始地点 (実行経 運搬数量(a) 低い方の. 地点(終運搬距離 運搬数量 (b) $\div 2$ ギの場合 体価格 (起点) の所 1,000円未 費) 1,750 (円) 点) の所 次事項に (m3) (=a) (千円) 満切り捨て 在地 (円) 在地 要記載】 原木No. 事業者名 木材加工事業体等 事業者名 事業者名 **近在地** 事業者名 開始年月日 終了年月日 額を記載 原水流涌事業体等 山土場~○○Ⅰ 例)原 0県00市0 〇〇林業 ①林業経営体等 〇〇運送 00製材 R4. 6. 10 50km スギ 118,500 59, 250 52,500 52,000 ○○製材 R4. 6. 25 〇市〇〇 ~ ○ 号線 ~ ○ 3 木1 ●原木のトラック運搬の場合は様式第13号別添の(1)-1と(1)-2(スギを運搬する場合) に記入 運搬実行経費 (b) (円)÷2=(c)(円) 原木3 ●事業番号は、運搬実施計画の事業番号と一致させる(複数に分かれる場合は、枝番を付す) 原木4 ●運搬委託先・取引相手先・起点・終点・距離・樹種が異なる場合は行を分ける 運搬数量 (a) (m) × 1,750(円/m))=(d)(円) 原木5 を比較して、低い方の金額を1,000円未満を切 ●全ての列に記入 原木6 り捨てた額を合計した額が助成申請額 ●添付資料の「木材取引の実績がわかる資料」と「運搬の実績がわかる資料」には、該当す 原木7 る事業番号を明示 原 木 原 原 木 0 スギの運搬の場合、(1)-2 に交付申請を提出する時点の 原 原木1 直近一ヶ月の実績を必ず記入 原 原木1 ※運搬実施計画の令和4年1~3月 の平均実績と比較して上回っている ことが必要です。 ※運搬委託先、原木取引相手先、原木の販売の委託等を行う林業経営体等、起点、終点、運搬距離、樹種が異なる場合は行を変えること。 ※運搬開始地点(起点)は、個別の伐採箇所中心点または山土場等ストックポイント等、トラック運搬を開始する地点とする。 ※運搬終了地点(終点)は、木材加工工場等の所在地や当該施設が所有する保管場所等、トラック運搬を終了する地点とする ※添付資料には、どの実績と紐付くものか分かるように、事業番号No. を明記すること ※「原木の販売の委託等を行う林業経営体等」欄に複数者記載する必要がある場合は、「様式第13号別添付属詳細票」に当該内容を記載し、本実績報告に添付すること。 k材加工業者等の場合、①~③のいずれの数 (林業経営体等) 直近の月平均素材生産量 (参考) 増加率 (参考) 実施計画に記載した (木材加工業者等) 直近の月平均①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれか (a/b%) R4.1~3月平均(b) P.16

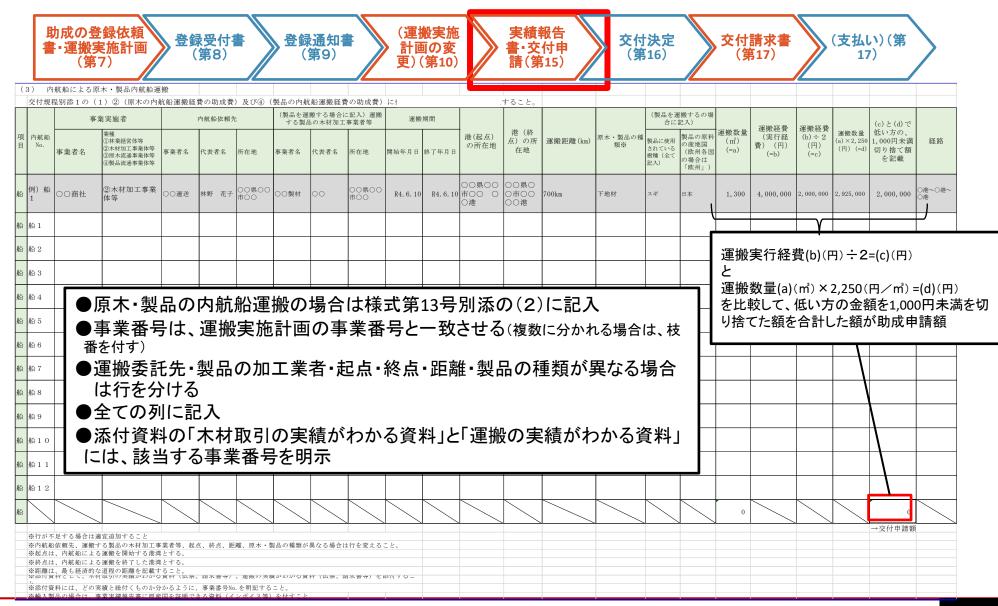
6-4 (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)

様式第13号別添 (2)製品のトラック運搬



6-5 (手続きその③ 実績報告書兼交付申請)

様式第13号別添(3)内航船運搬



7 手続きその④ 交付決定通知書、交付請求書

助成の登録依頼 書・運搬実施計画 (第7) 登録受付書 (第8) 登録通知書 (第9) とはいり(第10) とはいり(第15) で付決定 (第16) では、第17) で

【手続きその④】

(手続きその③の実績報告書・交付申請の提出)



全木連が実績報告書・交付申請を確認し、交付決定通知書を送付



助成希望者は、交付決定通知書の助成金額により作成した

交付請求書(様式第16号)を提出



全木連より支払い

※応募が多い場合や、実績報告書・交付申請の内容の一部が助成対象となっていない等、<u>交付申請で申請した額=交付決</u>定額にならない場合があります

必ず公募要領をお読みください 詳細はウェブサイトにて

https://moku-tenkan.jp/

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局

TEL:03-6550-8540(平日10:00~17:30)

FAX: 03-6550-8541